

近江八幡市特殊詐欺対策電話機等購入補助金交付要綱

令和7年3月21日

告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等の被害の防止を図ることを目的として、近江八幡市内に居住する高齢者等が特殊詐欺対策電話機等を購入する費用に対し予算の範囲内において近江八幡市特殊詐欺対策電話機等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特殊詐欺 被害者に電話をかけるなどして欺罔し、指定した預貯金口座への振込、その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る手口の詐欺をいう。

(2) 特殊詐欺対策電話機等 電話による特殊詐欺の被害等を未然に防止することを目的に製造された固定電話機及び外付け機器であって、次のいずれかの機能を有する機器をいう。

ア 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、通話中に自動的に通話内容を録音する機能

イ 特殊詐欺等の迷惑電話の着信を自動的に判別して、着信を拒否し、又は着信ランプ等で警告表示する機能

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

(1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載され、補助金の交付申請の日において65歳以上

の者又はその者の属する世帯員であること。

(2) 市税等について、補助金の交付申請の日において滞納していない者（当該者と同一の世帯に属する者を含む。）であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者（当該者と同一の世帯に属する者を含む。）であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(4) これまでに、この要綱による補助金の交付を受けていない世帯であること。

(5) 警察から特殊詐欺対策電話機等の貸与を受けていない世帯であること。

（補助対象機器）

第4条 補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、近江八幡市内の販売店で新品（未使用品）として購入した特殊詐欺対策電話機等で、かつ、住民基本台帳に記載されている住所で使用するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入に要した経費（購入事業者による取り付けが必要な場合は、その費用を含む。）とする。ただし、次に掲げる費用については、対象としない。

(1) 修理又は点検にかかる費用

(2) 補助対象機器の購入のために利用したポイント等

(3) この要綱の施行の日の前日までに購入した補助対象機器

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の2分の1以内の額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10,000円を限度とする。

(補助回数等)

第7条 補助金の交付は、特殊詐欺対策電話機等の機能の違いにかかわらず補助対象機器1台に限り行うものとし、その回数は、補助対象者が属する世帯につき1回を限度とする。

(交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、近江八幡市特殊詐欺対策電話機等購入補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。)に、次に掲げる書類等を添えて、補助対象機器を購入した日の翌日から起算して1年以内に市長に提出するものとする。

(1) 補助対象機器の購入に係る領収書等の写し

(2) 補助対象機器の品名、機能が記載されているカタログ又は主な仕様がわかる書類

(3) 補助対象機器を設置した状況を示す写真

(4) 補助金の振込先の金融機関口座(申請者名義に限る。)の通帳等の写し

(5) その他市長が必要と認めたもの

(令8告示44・一部改正)

(補助金の交付の決定及び交付額の確定)

第9条 市長は、前条の申請について、その内容を審査し、相当と認めるときは、近江八幡市特殊詐欺対策電話機等購入補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定の際、必要と認める条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付が不相当であると認めるときは、近江八幡市特殊詐欺対策電話機等購入補助金不交付決定通知書(別記様式3第)により当該申請者に通知す

るものとする。

- 4 市長は第1項の通知を行った場合は、遅滞なく補助金を補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）に支払うものとする。

（令8告示44・一部改正）

（実績報告等）

第10条 規則第11条の規定による実績報告は、交付申請書兼請求書の提出をもって補助事業実績報告書の提出があったものとみなすことができる。

（財産の処分の制限）

第11条 補助決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、災害その他補助決定者の責めに帰すべき事由以外の事由により、毀損し、又は滅失した場合を除く。

- 2 市長は、前項による承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助決定者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、当該補助決定者に対し既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、失効日までにこの要綱の規定によりなされた処分その他の手続は、なお従前の例による。
- 4 第11条及び第12条の規定については、失効日以後も、なおその効力を有する。

付 則(令和8年告示第44号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

近江八幡市長 宛

申請者 住 所 近江八幡市
(フリガナ)

氏 名

生年月日(大正・昭和・平成) 年 月 日

電話番号

近江八幡市特殊詐欺対策電話機等購入補助金交付申請書兼請求書

近江八幡市特殊詐欺対策電話機等購入補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請し、当申請に対し交付決定が降りた際には請求します。併せて、私及び同一世帯に属する全員が暴力団員でないこと、暴力団（暴力団員）と関係を有していないことを誓約するとともに、世帯全員の市税等の滞納の有無、その他の情報を市が各関係機関に調査及び照会することを承諾します。

1 対象となる65才以上の方の氏名及び生年月日

対 象 者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（以下の氏名及び生年月日は記入不要）			
	氏 名		生年月日	年 月 日

2 購入価格及び補助申請金額（請求金額）

購 入 価 格	円	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の購入及び取り付け費用のみ対象 ・消費税及び地方消費税の額を除く ・ポイントやクーポン利用等の割引額を除く
補助申請金額 (請求金額)	円	<ul style="list-style-type: none"> ・購入価格の1/2（100円未満切捨） ・補助上限額 10,000円

3 添付書類 ※すべてにチェック

- 対象機器の購入に係る領収書等の写し
(商品の型番、購入価格(税抜額)、購入日、購入店舗名が分かるもの)
- 対象機器の品名及び機能が記載されているカタログ又は主な仕様がわかる書類
- 対象機器を設置した状況を示す写真
- 補助金の振込先の金融機関口座（申請者名義に限る。）の通帳等の写し

4 振込先希望口座

金融機関名		支 店 名	
預金種目	普通 ・ 当座	(フリガナ)	
口座番号		口座名義人	

5 備考

- ・ 修正テープ及び砂消しは、使用することができません。これらを使用した修正箇所がある場合は、全て書き直しになります。
- ・ 設置状況の確認のために、架電又は訪問調査を行う場合があります。その調査の時に固定電話機の設置が確認できない場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長 印

近江八幡市特殊詐欺対策電話機等購入補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった近江八幡市特殊詐欺対策電話機等購入補助金については、下記のとおり交付することを決定（補助金の額を確定）しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定・確定額 金 円

2 補助条件

- (1) 近江八幡市特殊詐欺対策電話機等購入補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助対象機器の使用状況について、市が調査を行う場合は、これに協力するよう努めること。

別記様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長 印

近江八幡市特殊詐欺対策電話機等購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった近江八幡市特殊詐欺対策電話機等購入補助金について、下記の理由により交付できませんので通知します。

記

不交付の理由

行政不服審査法等に基づく教示

近江八幡市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則（平成22年近江八幡市規則第10号）第2条第1号該当

別記様式第1号（第8条関係）

（令8告示44・一部改正）

別記様式第2号（第9条関係）

（令8告示44・一部改正）

別記様式第3号（第9条関係）

（令8告示44・一部改正）